

二〇一九年度教員給与の見直しについて

香川県教育委員会総務課から二〇一九年度教員給与の見直しについて説明があつた。以下の通りである。

一 通勤手当(特別料金等)(平成三十一年四月)
平成三十年県人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当の特別料金等(特急料金及び高速道路料金)について、遠距離等のため通勤することが著しく困難な職員に限り、特別料金等の全額(支給限度額四〇円/月)を支給する。

(参考①) 特別急行列車利用の全額支給区間

- 予讃線
- ・新居浜駅と観音寺駅との間
- 伊予三島駅と多度津駅との間
- 栗林駅と三本松駅との間
- 川之江駅と丸亀駅との間
- 詫間駅と高松駅との間
- 土讃線
- 阿波池田駅と多度津駅との間
- 大歩危駅と琴平駅との間
- 高徳線
- ・高徳駅と多度津駅との間
- 予讃線及び土讃線
- ・川之江駅と善通寺駅との間
- 予讃線及び高徳線
- ・丸亀駅と屋島駅との間
- ・志度駅と板野駅との間
- ・讃岐津田駅と池谷駅との間
- 予讃線
- ・阿波池田駅と多度津駅との間
- 高松自動車道
- ・引田ICと鳴門ICとの間
- 高松自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道
- 高松自動車道及び瀬戸中央自動車道
- 瀬戸中央自動車道
- ・高松西ICと児島ICとの間
- ・坂出ICと水島ICとの間
- ・坂出北ICと早島ICとの間

二 非常勤講師の報酬(平成三十一年四月)

区分	現行	現行
三〇時間講師	二,七〇〇円(時間額)	一,七〇〇円(時間額)
三〇時間講師	二〇二,二〇〇円(月額)	一〇三,九〇〇円(月額)

三 部活動指導業務手当(平成三十一年四月)

従事時間の区分	現行	現行
四時間以上	三,六〇〇円(日額)	一,九〇〇円(日額)
三時間未満	三,六〇〇円(日額)	一,九〇〇円(日額)

○ 全日教連争訟費用互助基金

全日教連会員が業務遂行に関連して損害賠償請求訴訟を提起された場合、負担する争訟費用を補助します。(香教連弁護士相談制度と併用可)

○ 全日教連積立年金制度

予定期率一・二六%(平成三十一年度)十配当率という高い利率です。一口千円(月掛け)より、契約できます。

○ 全日教連訴訟費用保険制度

月額三百六十円の掛け金で、教師が民事訴訟の被告となつた場合の弁護士費用五百万円、損害賠償請求三千万円まで補償します。詳しくは、香教連事務局〇八七一八三五一一七二二まで

香教連では、本年度も左記のとおり、ためになる様々な制度を充実のサポート体制で、会員皆様をバックアップして参ります。また、各単組ごとの相互援助規定もございます。香教連会員であるメリットを是非とも御活用ください。

○ 香教連弁護士相談制度

香教連を通じて、平井法律事務所(高松市丸之内)へ無料の相談ができます。また、各単組ごとの相互援助規定もございます。香教連会員であるメリットを是非とも御活用ください。

○ 香教連生命共済制度

(会員名簿に詳細を記載します。)
・結婚 五千円
・病気・けが 一万円
(三週間以上の入院、自宅療養)
・家屋損壊(地震の場合を除く) 十万円(全壊)
・半壊 五万円

○ 香教連交通事故等相談窓口

中澤ほけん企画(三井住友海上担当 中澤篤史氏)が交通事故、自動車保険の相談に応じます。(他社保険加入者でも相談に応じます。)

○ 香教連サポート体制

香教連サポート体制